

○経済産業省令第七十三号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月三十一日

経済産業大臣 林 幹雄

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一5．携帯用レーザー応用装置の項技術上の基準の欄中「日本工業規格C6802（2011）レーザー製品」を「日本工業規格C6802（2014）レーザー製品」に、 「3．20クラス2レーザー製品」を「3．21クラス2レーザー製品」に、 「8．3e）時間基準3）」を「4．3e）時間基準3）」に、 「8．3クラス分けの規則」を「4．3クラス分けの規則」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年五月三十一日から施行する。